

令和2年5月15日

長野市長 加藤久雄様

長野市中心市街地活性化協議会
会長 岩野 彰



長野市中心市街地活性化プランの変更
(第1回変更) について (回答)

標記の件について、本協議会は、以下のとおり協議会の意見として決議しましたので変更内容を了承します。

記

本協議会の意見

既に国の支援措置であって長野市中心市街地活性化プランに位置づけのある『長野灯明まつり開催事業・善光寺表参道まち歩き事業・長野駅東口バス待機場等整備事業・城山公園再整備事業・まちなか居住体験事業・南石堂 A-1 地区優良建築物等整備事業・長野駅周辺第二土地区画整理事業・市道長野西 155 号線整備事業・長野駅善光寺口顔づくり事業・県庁緑町線沿線地区整備事業・権堂地区にぎわい滞留空間整備事業』の 11 事業については、完了している事業を整理した上で、実施期間の変更と支援措置名の変更等内容を追加・追記し事業効果の充実を図りたいと考えています。

同様に長野市独自の事業である『長野駅東口バス待機場等整備事業・南石堂町 A-1 地区優良建築物等整備事業・長野駅周辺第二土地区画整理事業・屋外彫刻ながのミュージアム事業（まちなか編）・市道長野西 155 号線整備事業・権堂地区にぎわい滞留空間整備事業・権堂地区市民交流施設整備事業』の 7 事業については実施期間の変更、『市街地循環バス運行事業』については中心市街地循環バス運行事業から市街地循環バス運行事業へと事業名の変更をし、これらの変更等により更に中心市街地活性化に寄与できるものと認識しています。

また、実施主体の変更として『中心市街地遊休不動産活用事業』では、長野市、(株)まちづくり長野から中心市街地活性化協議会へ、『権堂地区市民交流施設整備事業』では、長野市、(株)まちづくり長野から長野市へ、『権堂イーストプラザ運営事業』では、(株)まちづくり長野から指定管理者へとそれぞれ変更となります。

これらの事業期間の変更、内容等の追加により継続して国や市からの支援を受けることによって権堂地区及び中心市街地の活性化への効果が期待できるものと確信しております。よって基本計画の変更内容について賛同いたします。

以上